

秋田市告示第88号

秋田市雄和左手子交流センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和4年3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市雄和左手子交流センター

2 指定管理者

秋田市雄和左手子字清水下49番地

左手子報徳会

会長 佐々木 澄 夫

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで